

さいたま市大宮区選挙管理委員会告示第9号

令和7年5月25日に執行されるさいたま市長選挙において、開票立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項及び同条第4項の規定に基づき行うくじの日時及び場所を、次のとおり定めた。

令和7年5月11日提出

さいたま市大宮区選挙管理委員会

委員長 宮澤 則之

- 1 くじの日時 令和7年5月22日 午後5時30分
- 2 くじの場所 さいたま市大宮区役所内

大宮区選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和 7 年 5 月 2 6 日まで）」